

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年1月27日 04時20分ごろ
発生場所	高知県室戸市室戸岬南南西方沖 室戸岬灯台から真方位199° 8.0海里（M）付近 （概位 北緯33° 07.3′ 東経134° 07.4′）
事故の概要	コンテナ船MAGNAは、北東進中、また、漁船崇漁丸は、南南東進中、両船が衝突した。 MAGNA は、左舷外板に擦過傷を生じ、また、崇漁丸は、船首部に圧壊を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月3日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 MAGNA（バハマ国籍）、5,403トン 9296468（IMO番号）、LEGENDA MARITIME, S. A. B 漁船 崇漁丸、9.69トン KO2-5711（漁船登録番号）、個人所有 第282-7368号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 航海士A（フィリピン共和国籍）、一等航海士（バハマ国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷外板に擦過傷 B 船首部に圧壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	A船は、室戸岬南南西方沖を約13ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北東進中、航海士Aが、左舷船首方約1.7Mに南南東進中のB船を認めたが、避航船であるB船が、やがて右転してA船の船尾側に避けていこうと思ひ、針路及び速力を保持して航行を続けたところ、B船と衝突した。 B船は、室戸岬灯台から真方位215° 6.2M付近を約8knの速力で航行中、船長Bが、眠気を感じたものの、操舵室で椅子に腰を掛けた状態で見張りを続けていたところ居眠りに陥った。 船長Bは、衝撃を感じて目覚め、A船との衝突に気付いた。
分析	A船は、室戸岬南南西方沖を北東進中、航海士Aが、左舷船首方から接近するB船がいずれA船を避けてくれるものと思ひ、針路及び速力を保持して航行を続けたものと考えられる。

	<p>B船は、室戸岬南西方沖を南南東進中、船長Bが、眠気を感じたものの、椅子に腰を掛けた状態で見張りを続けたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、室戸岬南南西方沖において、A船が北東進中、B船が南南東進中、航海士Aが、左舷船首方から接近するB船がいずれA船を避けてくれるものと思いき、針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが眠気を感じたものの、椅子に腰を掛けた状態で見張りを続け、居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 眠気を催した場合には、立って操船したり、ガムをかんだり、コーヒーを飲んだりして眠気を払拭すること。 ・ 相手船の動向が分からない場合は、汽笛を吹鳴するなどして注意喚起すること。